

令和4年定例会
環境生活農林水産常任委員会
説明資料

◎ 所管事項説明

1	「令和4年版県政レポート(案)」について(環境生活部関係)	1
2	「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)」及び「みえ元気プラン(仮称)」概要案に対する意見」への回答(環境生活部関係)	2
3	「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)」及び「みえ元気プラン(仮称)」最終案について(環境生活部関係)	別冊2
4	「三重県文化振興条例(仮称)」の制定に向けた検討について	4
5	三重県環境影響評価条例施行規則の改正について	8
6	三重県生活環境の保全に関する条例で定める指定施設の見直しについて	12
7	第9次水質総量削減に係る総量削減計画及び総量規制基準(最終案)について	16
8	「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」への対応について	20
9	食品ロス削減の取組について	22
10	三重県認定リサイクル製品の認定状況及び県による購入・使用の状況等について	26
11	各種審議会等の審議状況について	28

別冊1 令和4年版県政レポート(案)(環境生活部関係抜粋)

別冊2 みえ元気プラン(最終案)(環境生活部関係抜粋)

別冊3 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(第9次)(最終案)

令和4年6月20日
環境生活部

1 「令和4年版県政レポート（案）」について（環境生活部関係）

「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（令和2年度～令和5年度）」（以下「第三次行動計画」という。）における令和3年度の実施概要を記載した「令和4年版県政レポート（案）」について、環境生活部の主担当施策を抜粋し、**別冊1**にまとめています。

環境生活部においては、次表のとおり、第三次行動計画の9施策を所管しており、令和3年度の実施概要について、主指標や副指標の達成状況等をふまえ、「A（進んだ）」（施策142、212）、「B（ある程度進んだ）」（施策143、151、152、154、211、213）、「C（あまり進まなかった）」（施策227）と評価しています。

表 環境生活部の主担当施策一覧

第三次行動計画		
施策名	進展度	別冊頁
142 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり	A	2
143 消費生活の安全の確保	B	6
151 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり	B	10
152 廃棄物総合対策の推進	B	14
154 生活環境保全の確保	B	20
211 人権が尊重される社会づくり	B	24
212 あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進	A	28
213 多文化共生社会づくり	B	34
227 文化と生涯学習の振興	C	40

2 「「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)」及び「みえ元気プラン(仮称)」概要案に対する意見」への回答(環境生活部関係)

			環境生活農林水産常任委員会	
施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答案
4-4	生活環境の保全	環境生活部	総合的な水環境の管理について、水質環境基準の目標達成だけでなく、山から川、海までの流域圏の自然の本来あるべき姿とは何かを念頭に置きながら、「きれいで豊かな海」を目指すべく、関連する部局と連携して具体的な事業実施に取り組まれない。	「きれいで豊かな海」の実現に向けて、環境基準の達成だけでなく、生物生産性・生物多様性の確保も念頭において、関係3部(環境生活部、農林水産部、県土整備部)の連携により、総合的な水環境管理に取り組んでいきます。
12-1 (11-1)	人権が尊重される社会づくり	環境生活部	インターネット上での人権侵害や外国人に対する差別など、多様化、複雑化する人権問題に対応するための事業について、その施策が県民にとって十分なものであったか検証を行い、その検証結果をもとに、次年度以降、より効果的な事業が推進されるよう取り組まれない。	人権施策の推進にあたっては、人権施策審議会や関係者等の意見をふまえつつ、取組の検証を十分に行い、次年度以降における事業の推進につなげていきます。
16-1 (15-1)	文化と生涯学習の振興	環境生活部	文化振興条例の制定や関連する計画の策定にあたっては、文化の定義を広くとらえ、県民の生活の中の様々な場面で密接にかかわるものとなるよう、ビジョン又はプランにおいて県の文化のとらえ方を示されたい。	文化振興施策の推進にあたっては、対象とする文化を幅広くとらえる必要があると考えており、文化振興条例(仮称)の制定等を見据え、ビジョンまたはプランにおいて、芸術や伝統芸能だけでなく、生活文化など県民の生活の様々な場面に関わるものであることを記載します。

※()内は、概要案策定時の施策番号または施策名

4 「三重県文化振興条例（仮称）」の制定に向けた検討について

1 経緯

本県においては、平成26年11月に「新しいみえの文化振興方針」（以下「方針」）を策定し、令和5年度までを対象期間として、文化芸術や生涯学習の振興を図るため、市町や文化団体など多様な主体と連携を図りながら文化振興施策を推進しています。（「別紙」参照）

しかしながら、方針策定から7年が経過し、この間、人口減少や少子高齢化により文化を担い継承する人材の不足が進み、また、コロナ禍により文化活動が停滞するなど、文化を取り巻く社会環境が大きく変化しています。

一方、国では平成29年以降「文化芸術基本法」や「文化財保護法」等の改正に加え、博物館の役割が多様化・高度化している状況をふまえ、本年4月に「博物館法」を改正するなど、文化振興施策に関する法整備が進められています。

2 条例制定の意義・効果

県民の皆さんが文化に学び、感性を育みながら心豊かな生活を送れるよう、県として進めてきたこれまでの取組を継続・発展させていく上で、以下のとおり、新たに条例を制定する意義や効果があると考えます。

① 県民の文化振興に対するさらなる気運の醸成につながる

停滞している文化活動を再開していく上で、文化の振興のための基本的な理念、各主体の役割などを条例として明文化することで、本県の文化に対する県民意識の高揚と変革が期待でき、さらなる気運の醸成につながります。

② 文化振興施策の継続性が高まる

文化政策は、長期的な視点が必要です。条例は、さまざまな状況の変化があっても、継続性を担保するものとして有効であり、次代を担う文化の担い手の育成や文化資源の保存・継承などの文化振興施策を安定的かつ継続的に推進していく上で意義があるものです。

③ 他分野との有機的な連携により総合的な文化振興施策につながる

平成29年に改正された「文化芸術基本法」は、文化・芸術だけの振興にとどまらず、観光やまちづくり、福祉、教育、産業など幅広い分野と連携して、総合的な文化政策の推進を図るものです。当法律を尊重し条例を制定することで、これまでの「縦割り」だった施策が、文化を活用した有機的な連携により、総合的な文化施策の推進が期待できます。

3 条例制定に向けた考え方

(1) 基本的な考え方

近年の社会環境の変化や国の動きをふまえ、三重の特性に応じた施策を継続的、総合的に推進し、さらに、観光や地域づくりなど地域社会の活性化につなげていくため、基本理念や県等の責務・役割などの基本となる事項を定めた「三重県文化振興条例(仮称)」を制定し、条例に基づいて施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「三重県文化振興方針(仮称)」の策定に向け取り組みます。

(2) 検討の進め方

条例及び新方針の検討にあたっては、本年6月1日に「第1回三重県文化審議会」を開催し、条例制定の諮問を行いました。

今後は県民や文化団体をはじめ市町や関係機関など、各方面からヒアリングやパブリックコメント等により、幅広くご意見をいただきます。

また、県議会には、随時、検討段階に応じた案をご提示し、ご議論をいただきながら進めます。

(3) 第1回三重県文化審議会での主な意見（令和4年6月1日開催）

- ・ コロナ禍の中で、条例を制定していくというのは今まさに良い時期
- ・ 高等教育機関などの若い世代に対しては、直接ヒアリングして意見を吸い上げてはどうか
- ・ 近年は、障がい者に対する理解も進み、障がい者の芸術文化活動が広がりつつある。
- ・ 文化にふれ親しむ機会を増やしていく必要がある
- ・ 文化や芸術のどのような分野で、担い手不足、後継者不足になっているのかを明確にして、そこに手を打っていくようなことができるとう良い
- ・ 斎宮をはじめ、文化財の保全と活用が今後大変重要になってくる
- ・ 文化は地域が育んできた宝であり、地域の方たちが納得できるような活用が必要
- ・ 文化政策に関する専門的な知識や文化団体等とのネットワークを有するアーツカウンシルのような専門機関を活用した文化政策の検討が必要

(4) 今後のスケジュール（案）

令和4年7月	e-モニターアンケートの実施
8月	市町、文化団体等に意見聴取
9月	第2回 三重県文化審議会
10月	常任委員会（条例骨子案）
11月	第3回 三重県文化審議会
12月	常任委員会（条例中間案）
令和5年1月	パブリックコメントの実施
2月	第4回 三重県文化審議会（条例最終案、答申）
3月	常任委員会（条例最終案）
6月	定例会会議 条例案を提出

別紙

「新しいみえの文化振興方針」の主な取組（5つの施策の方向性に沿って）

施策の方向性1 「人材の育成」【重点】

＜ねらい＞

次代を担う人間性や「創造力・想像力」の豊かな人材、専門人材の育成によるみえの文化芸術のレベルアップ

＜取組方向＞

次代を担う若い世代（子どもたち、アーティスト）や文化振興を担う専門人材（アートマネジメント人材、舞台技術者等）の育成

＜主な取組＞

- ・各学校に実演家等を派遣するアウトリーチ活動を実施し、本物の文化にふれる機会を通じて、児童生徒など次代を担う若い世代の人材を育成
- ・プロの直接指導を受講できる貴重な機会を提供し、劇作家や演奏家などの文化振興を担う専門人材を育成

施策の方向性2 「歴史的資産等の継承・活用」

＜ねらい＞

文化資源の継承と活用による地域への誇りや愛着を感じられるような環境づくり

＜取組方向＞

国史跡齋宮跡などの指定文化財をはじめとした地域のさまざまな文化資源の継承、適切な保存と活用の促進

＜主な取組＞

- ・史跡齋宮跡東部に、平安時代の復元建物を3棟（「さいくう平安の杜」）整備
- ・原始・古代から現代までの三重県の歴史を体系的に集成した「三重県史」（資料編19巻、通史編6巻、別編4巻 全29巻）を、35年間の編纂期間を経て、令和2年3月に刊行を終了
- ・令和2年7月、本県における文化財の保存・活用・継承などを定めた「三重県文化財保存活用大綱」を策定

施策の方向性3 「新たな価値の創出」

＜ねらい＞

文化による経済的な活力の創出、新たなみえの文化の創造、広域的な連携によるみえの文化の魅力向上

＜取組方向＞

文化資源の活用による商品開発や観光地のさらなる誘客、新たなみえの文化の創造につながるチャレンジの支援、県内外の文化施設との連携強化

＜主な取組＞

- ・北海道命名 150 年や松浦武四郎生誕 200 年を契機として、北海道と県との間で「松浦武四郎をはじめとする北海道と三重県の交流連携に関する合意書」を締結し、松浦武四郎の活動を通じた文化交流事業を実施
- ・文化会館のプロデュースのもと、津市を拠点とする「第七劇場」と台湾の劇団が、日台国際共同プロジェクトとして、日台双方で公演に取り組むなど、演劇を通じた国際交流を実施
- ・演劇をテーマとした新たな文化の創造に向けた取組として、県内の有名飲食店と連携して劇団等による文学や古典作品のリーディング公演を楽しむ、舞台芸術と飲食を融合した事業を実施

施策の方向性 4 「情報の受発信」

＜ねらい＞

みえの文化に対する好感度の向上、みえの文化の再確認、文化に対する関心の向上

＜取組方向＞

ターゲット・コンテンツの明確化とそれぞれに相応しい手段による情報発信、企画展示などを通じた文化の価値やおもしろさの伝達

＜主な取組＞

- ・コロナ禍により来館できない利用者に向けて、Twitter による所蔵品の紹介や自宅でも楽しめる動画などを配信
- ・各県立文化施設のホームページにおいて、英語、中国語、韓国語など多言語による情報発信
- ・スマートフォンやタブレットに表示される、三重県各地の古地図や鳥観図等と現在地を見比べながら街歩きを楽しむ Web コンテンツを提供

施策の方向性 5 「文化の拠点機能の強化」【重点】

＜ねらい＞

市町等との連携強化による成果の全県域への展開、さまざまな文化に接して感性を高め、文化に新しい息吹を吹き込むことができるような場の形成

＜取組方向＞

各施設の拠点機能や事業・運営における連携の強化、市町や民間の文化施設との連携強化

＜主な取組＞

- ・各県立文化施設が、三重の持つ多様で豊かな自然と歴史・文化を紹介する展覧会や公演、講座を開催し、県民の皆さんが主体的に文化にふれ親しむ機会を提供
- ・企画展での連携事業の実施など、集積の利点を生かした県立文化施設間の連携
- ・地元小中学校と連携し、地域の資料を紹介する移動展の開催や「みえ県展」の市町での実施など、市町等との連携

5 三重県環境影響評価条例施行規則の改正について

1 改正の経緯

環境影響評価は、大規模な開発事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者があらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果に関し地域住民、市町長、知事などから意見を聴いたうえで、環境の保全について十分な配慮を行い、事業に反映させるための制度であり、法律と条例が一体となって、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保しています。

風力発電所については、環境影響評価法施行令の改正により、その対象となる規模要件が出力 7,500 キロワット以上から、3万 7,500 キロワット以上に緩和され、令和 3 年 10 月 31 日から施行されています。

この改正により、法対象事業とならない規模の風力発電所について、適切な環境影響評価がなされないまま事業が進められるおそれがあることから、風力発電所を「三重県環境影響評価条例」の対象事業に追加すること及びその規模要件について、令和 4 年 3 月に「三重県環境審議会」へ諮問しました。

法対象規模要件の緩和に係る経過措置の期限が令和 4 年 9 月 30 日であることから、「三重県環境審議会環境影響評価部会」の有識者の意見も聞きながら、三重県環境影響評価条例施行規則の改正を進めています。

改正にあたっては、パブリックコメントを募集するとともに、市町の意見を求めました。

2 意見募集等の結果

(1) 意見募集の概要

- ① 実施期間 令和 4 年 3 月 30 日から令和 4 年 4 月 28 日まで(30 日間)
- ② 寄せられた意見 1 名

(2) 市町からの意見 1 市

(3) 意見の反映状況等

各意見については、すでに反映しているものや、技術的な事項、環境影響評価手続きの進め方に関するものであったことから、今後の個別事業の審査における参考としていくこととしました。

3 施行日

令和 4 年 10 月 1 日から施行予定

4 今後のスケジュール (案)

令和 4 年 7 月	環境審議会 (改正最終案の報告、答申)
8 月	改正施行規則の公布
10 月 1 日	施行

(参考)

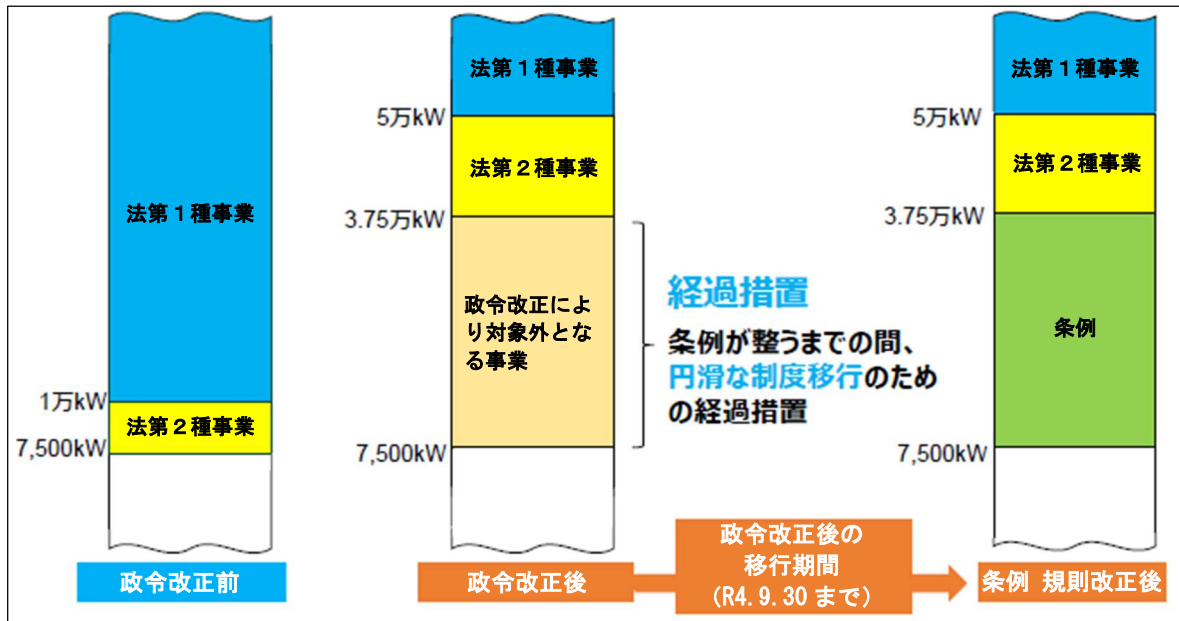


図1 風力発電所における環境影響評価対象規模改正のイメージ

現行			改正後		
事業種類		規模要件	事業種類		規模要件
電気工作物	水力発電所	1.5万kW以上	電気工作物	水力発電所	1.5万kW以上
	火力発電所	5万kW以上		火力発電所	5万kW以上
	地熱発電所	5千kW以上		地熱発電所	5千kW以上
		風力発電所		7,500kW以上	

条例の対象事業に風力発電所を追加すること及び規模要件について検討

図2 環境影響評価条例施行規則の改正案

「三重県環境影響評価条例施行規則の見直し」に係る意見募集でいただいた意見とその対応

対応欄の説明

- ①最終案に反映するもの ②最終案に一部反映するもの ③既に反映しているもの ④最終案への反映は難しいが今後の検討課題や参考とするもの ⑤最終案に反映することが難しいもの
⑥その他(①～⑤に該当しないもの)

番号	意見	対応	意見に対する考え方
1	<p>国の発電出力に従い、県条例では次の6項目（案）について基準を設けてそれ以上では環境影響評価対象にすべきだと思います。</p> <p>① 開発面積について 工事用道路、設置面積、工事施工面積、資材置き場、現場小屋及びメンテナンス面積、電気設備設置面積から算出できる。（工場や事業場の基準面積は設置場所が異なるので参考にならない） 開発面積に伴い洪水対策をして土砂災害を防止しておく必要がある。</p> <p>②自然公園、植生、小動物への影響について オープンの空間のため工事完了後、いくらかの修復が可能である。ただし、修復目標を持たせては如何でしょうか。</p> <p>③ 発電機出力について 原案は7.5千KW。移行後は3.75万KW未満とある。これは国の設置基数の促進策でやや大胆な基準だと思います。県市町村は設置場所の当時者のためきめ細かい基準が必要となる。</p> <p>④ 設置基数について 小型（50KW未満）、中型（50～1000KW）、大型1000KWに区分して数規制が必要である。設置基数は出力ごとに区分して規制し。この場合逆転しないように抜け穴防止が必要となる。</p> <p>⑤ 騒音減衰距離の確保について 騒音は比較的低騒音ではありますが、設置付近地が静粛のためその音は人の障害になりやすい。音源の種類には羽根発生騒音、増速装置、タワーへの風の衝突音、電磁発生騒音等を最高回転数の時の合成騒音、周波数を算出して、集落、病院、老人施設等までの距離減衰と余裕を加味して算出する。この場合、季節、夜間、天候等を加味する。ただし、風車から部落までの垂直角度（例：谷底集落）も配慮するべきである。垂直角度が急すぎると航空機騒音に似た音となり防音対策が非常に難しい。</p> <p>⑥空気振動による波及距離の確保について 空気振動（低周波）は寒い夜間で曇天のときに影響が顕著になりやすい。 模型や映像シミュレーションやAIの活用も一つの解決策への指針である。</p> <p>⑦ その他 i) 風車も半世紀前後には耐用年数を迎えます。施工・管理会社（特に、再生エネ業界は存亡が激しい）が倒産した場合の後始末をどうするか考慮しておく必要がある。尾根が環境破壊しないよう環境評価書にその処分方法と概略撤去費用を記載させて責任を持たせておくのも1案だと思います。 ii) 県市町村等が風車発電設備の設置トータルKW目標を持たれば乱開発が抑制され、秩序が保たれると思います。以上</p>	⑥	<p>・ご指摘の環境影響評価法施行令に伴い、今回、県条例施行規則を改正し、7,500kW以上の風力発電所を追加することとしています。</p> <p>・三重県では10ha以上の宅地その他の用地造成事業について県条例の手続きが必要であると定めており、今回の規則改正案の出力7,500kW未満の風力発電所であっても、簡易な環境影響評価も含め、環境影響評価対象となります。</p> <p>・なお、ご意見のうち技術的な事項については、今回の規則改正において、規模要件以外の個別具体的な基準を定めることは困難ですが、今後の個別事業の審査における参考とさせていただきます。</p>

「三重県環境影響評価条例施行規則の見直し」に係る市町長意見とその対応

対応欄の説明

①最終案に反映するもの ②最終案に一部反映するもの ③既に反映しているもの ④最終案への反映は難しいが今後の検討課題や参考とするもの ⑤最終案に反映することが難しいもの ⑥その他(①～⑤に該当しないもの)

番号		意見	対応	意見に対する考え方
1	亀山市長	<p>風力発電については、影響を及ぼす範囲が広く、生活環境に及ぼす影響のなかには低周波騒音やシャドーフリッカー等、一般市民の想像が及ばない影響が含まれていることから、発電所の規模に関わらず付近住民が多大な不安に苛まれることは想像に難くありません。</p> <p>このため風力発電事業を計画する事業者については、事業区域内外に関わらず、地域住民からの問い合わせに偽りなく真摯に対応し、信頼関係の構築に努め不安を払拭することが求められます。しかしながら、ウインドパーク布引北発電所に係る事業者の一連の住民対応においては、事業者の不誠実な態度により、地域住民の不安が煽られ、地域の分断を生み、信頼関係が破綻する結果となりました。これにつきましては、三重県にも事情を酌んでいただき、経済産業省に対して厳しいご意見を提出いただいたものの、経済産業省においては十分な指導がされないまま事業が認可されてしまいました。</p> <p>こうした事例が増えることは、風力発電を含む再生可能エネルギーの普及促進を妨げるものであり、ひいては国内の電力不足や地球温暖化の悪化を招くものであると言えます。</p> <p>したがって、今後の三重県環境影響評価条例に係る審査におかれましても、地域住民への理解を十分に得ていることを確認いただくとともに、地域住民に対する説明が不足していると判断される場合には、事業者に対して厳しいご指導を継続いただきますようお願いいたします。</p>	⑥	環境影響評価手続きへのご意見として参考とさせていただきます。

6 三重県生活環境の保全に関する条例で定める指定施設の見直しについて

1 ばい煙に係る指定施設の見直しについて

(1) 経緯

国は「大気汚染防止法」(以下「法」)の規制対象となるボイラーの規模要件について、これまでの「伝熱面積(熱を伝える部材の表面積が10㎡以上)」及び「バーナーの燃料の燃焼能力(50L/時以上)」から、「燃料の燃焼能力」のみの要件に変更するため、令和3年9月に法施行令(以下「政令」)を改正しました。

「三重県生活環境の保全に関する条例」(以下「県条例」)及び県条例施行規則(以下「規則」)では、法の規制対象とならない小規模なボイラーを「指定施設」とし、規制対象としていますが、国の見直しにより、県条例で定める規模要件を上回る施設が規制対象にならず、不整合が生じる(図1)ことから、県条例における規制のあり方を見直す必要があります。

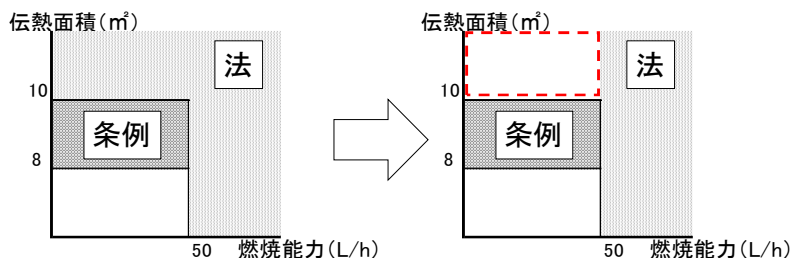
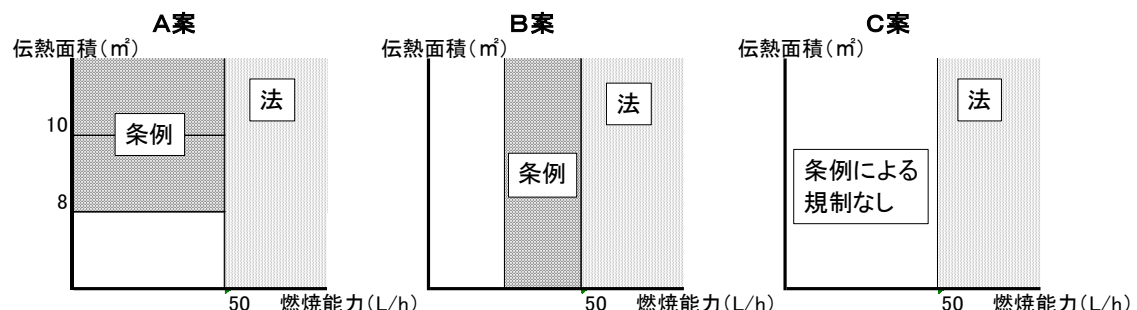


図1 法及び県条例におけるボイラーの規制対象

(2) 検討状況

県は、令和4年3月1日付けで、三重県環境審議会へ県条例で定める指定施設(ばい煙)の見直しを含めた規制のあり方について諮問し、「大気部会」を設置しました。

令和4年5月18日に第1回大気部会を開催し、県から示した3つの策について部会委員からご意見をいただきながら、検討を進めています。



県条例で伝熱面積の上限をなくし、図1で示す部分のボイラーを県条例で改めて規制する

県条例で新たに燃焼能力による規模要件を設定し、法規制対象外のボイラーを部分的に規制する

県条例による規制を撤廃する

図2 県条例施行規則に係る検討案の概念図

(3) 今後のスケジュール（案）

国は改正した政令を令和4年10月に施行する予定ですが、県では大気部会で慎重に議論を重ねたうえで、令和4年12月の規則改正をめざします。

令和4年7月	三重県環境審議会第2回大気部会
8月	パブリックコメント及び関係市町への意見照会
9月	三重県環境審議会第3回大気部会
10月6日	常任委員会での報告
10月	三重県環境審議会（答申）
12月以降	規則改正

2 騒音・振動に係る指定施設の見直しについて

(1) 経緯

国は、振動規制法施行令を改正し、発生する振動の大きさが一定以下の圧縮機（スクリー式圧縮機）を生活環境保全上問題ないものとして規制対象外としました。

県条例及び規則では、「振動規制法」の規制を受ける地域（指定地域[※]）以外に設置する圧縮機を「指定施設」として規制していますが、今回の法施行令改正により、「振動規制法」と県条例で規制対象に不整合が生じることから、県条例における規制のあり方を見直す必要があります。

(2) 検討状況

県は、令和4年3月1日付けで、三重県環境審議会へ県条例で定める指定施設（騒音・振動）の見直しを含めた規制のあり方について諮問し、「騒音・振動部会」において、4月及び5月に検討を行いました。

部会では、振動規制に関し、国の検討において生活環境保全上問題がないと評価されたスクリー式の圧縮機を、国の見直し内容と同様に規制対象外とする「三重県生活環境の保全に関する条例で定める指定施設（騒音・振動）の見直しについて（案）」をとりまとめ、パブリックコメント及び関係市町への意見照会を行いました。

(3) パブリックコメント等の実施状況

- ① 実施期間 令和4年5月17日から令和4年6月17日まで
- ② 寄せられた意見数 0件（令和4年6月14日時点）

(4) 今後のスケジュール（案）

パブリックコメント及び関係市町への意見照会の結果をふまえ、第3回騒音・振動部会にて報告案の審議が行われます。その結果については、7月に三重県環境審議会から答申される予定です。その後、規則の改正を行い、国と同様に令和4年12月1日の施行を予定しています。

※指定地域

津市、四日市市、伊勢市、松阪市（旧松阪市の区域のみ）、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、いなべ市（員弁町の区域のみ）、伊賀市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町及び川越町の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに津市、伊勢市、尾鷲市及び熊野市の区域のうち市長が指定した地域

7 第9次水質総量削減に係る総量削減計画及び総量規制基準（最終案）について

1 第9次水質総量削減に係る検討状況

(1) 総量削減基本方針

これまでの8次にわたる汚濁負荷削減に取り組んできた結果、伊勢湾に流入する汚濁負荷量は、昭和53年の制度導入当初と比べて半分程度まで減少しています。しかし、近年では、漁獲量の減少に伴い、海域の「豊かさ」の重要性が指摘されるようになりました。

令和4年1月に環境大臣が定めた「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（伊勢湾）」において、近年の水環境の改善状況と生物生産性の低下等を考慮し、窒素及びりんの環境基準の達成状況を維持しながら、生物生産においても望ましい水環境改善を図る必要があるとして削減目標量、目標年度等が示されました。

伊勢湾における県別 R6年度削減目標量 (トン/日)

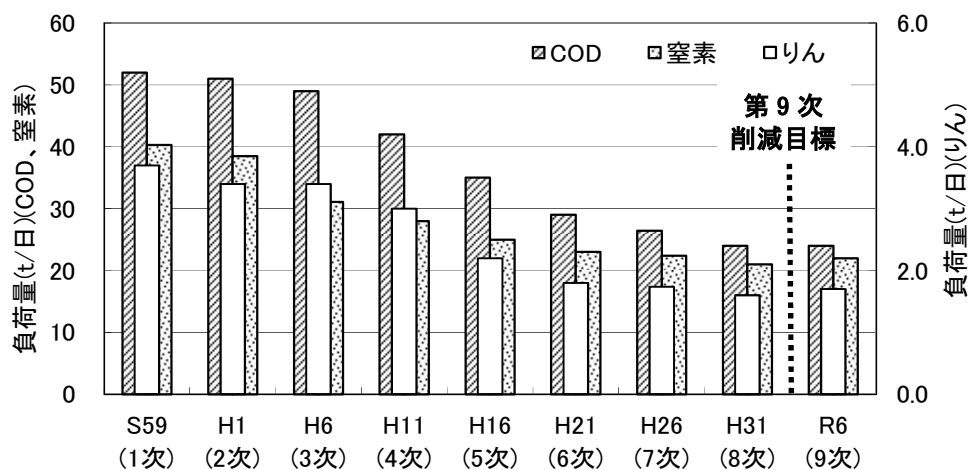
	COD	窒素	りん
伊勢湾	127	106	7.9
三重県	24	22	1.7
愛知県	70	55	4.4
岐阜県	33	29	1.8

三重県における発生源別の削減目標量(トン/日)

	COD	窒素	りん
生活系	11	8	0.8
産業系	10	4	0.6
その他	3	10	0.3

削減目標量の数値は、COD及び窒素は1トン単位、
りんは0.1トン単位で記載しています。

生活系:生活排水やし尿処理場等人の生活に起因する発生源
産業系:工場・事業場等の産業活動に起因する発生源
その他:田畑、畜産農業、養殖漁業等のその他に起因する発生源



汚濁負荷量削減の推移

(2) 三重県環境審議会（水質部会）における審議

環境大臣が定めた総量削減基本方針に基づき、令和6年度を目標年度とする第9次水質総量削減計画の策定及び総量規制基準の改定を行うため、令和3年3月に三重県環境審議会へ諮問を行い、専門部会を設置し審議を進めてきました。

4回の部会による審議で、「規制」から「管理」への転換という方向性を新たに導入した第9次水質総量削減に係る総量削減計画及び総量規制基準の最終案をとりまとめました。

(3) パブリックコメントの実施と関係機関への情報提供

三重県環境審議会（水質部会）でとりまとめた第9次水質総量削減に係る総量削減計画（案）及び総量規制基準（案）について、令和4年3月25日から4月25日までパブリックコメントを実施した結果、意見はありませんでした。

また、パブリックコメントに併せて、県及び市町の下水处理場の関係者、漁業関係団体及び中小企業団体等に対し、情報提供と説明を行いました。

(4) 第9次水質総量削減に係る総量削減計画及び総量規制基準

①第9次水質総量削減計画（最終案）

第9次水質総量削減計画（最終案）では、「きれいで豊かな海」の実現に向けて、窒素及びりんへの削減目標量の見直しなど、栄養塩類の減少による生物生産性の低下を改善するための各種取組を実施していくこととしています。

<主な取組>

(ア) 下水処理場の栄養塩類管理運転の試行

公的機関が管理する下水処理場において、窒素及びりんの栄養塩類管理運転を環境生活部、農林水産部及び県土整備部の3部連携のもと、試行します。

(イ) 藻場、干潟及び浅場の保全・再生等の推進

海域の栄養塩類を湾内の豊かな生物生産に繋げていくため、環境生活部、農林水産部及び県土整備部の3部連携のもと、藻場、干潟及び浅場の保全・再生を推進します。

(ウ) 「きれいで豊かな海」の実現に向けた調査研究の推進

下水処理場の栄養塩類管理運転の影響把握のための調査研究や湾内の良好な生物生産性と生物多様性を維持するための栄養塩濃度の把握に関する調査研究などを、環境生活部、農林水産部、県土整備部、大学との共同で実施します。その成果については、3部連携のもと検証を行い、次期計画へフィードバックするなど、「きれいで豊かな海」の実現に向けた行政施策に展開していきます。

②総量規制基準の改定（最終案）

総量規制基準（規制工場・事業場が一日に排出する汚濁負荷量の許容限度）は、総量削減計画に定める削減目標量を達成するための主要な方途です。

第9次水質総量削減計画では、CODの見直しは行わないこととします。窒素及びりんの見直しを生活系の発生源で見直し、下水処理場の栄養塩類管理運転の試行に取り組むこととしているため、下水道業の基準値を緩和します。

例）高度処理施設を有する県流域下水処理場の基準値（mg/L）

	現行（第8次）	改定後（第9次）	<参考> 環境省告示の範囲
窒素	10	20	10～20
りん	1	2	1～2

※環境省告示の範囲内で知事が基準値を定めます

2 今後の予定

令和4年7月に開催予定の三重県環境審議会から答申を受け、8月頃に関係市町からの意見聴取及び環境省との協議を行った後、10月頃に総量削減計画の策定、公表を行う予定です。

水質総量削減制度とは

水質総量削減制度は、東京湾や伊勢湾等の人口、産業の集中等により汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質汚濁を防止するための制度であり、昭和 53 年に「水質汚濁防止法」の改正により導入されたものです。

この制度においては、環境大臣が、化学的酸素要求量（COD）、窒素及びりん削減目標量、目標年度等を総量削減基本方針として定め、これに基づき、関係都府県知事が、削減目標量を達成するための「総量削減計画」を定めることとされています。

「総量削減計画」に定める削減目標量を達成するため、規制対象となる特定事業場については、「総量規制基準」により規制が行われます。「総量規制基準」は、個々の事業場単位で設定、適用され、次式により算出します。

$$L = C \cdot Q \times 10^{-3}$$

L：排出が許容される汚濁負荷量（kg／日）

C：業種その他区分毎に環境省告示の範囲内で知事が定める基準値（mg／L）

Q：特定排出水の量（m³／日）

8 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」への対応について

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に規定する相談体制等を、以下のとおり整備します。

1 条例のポイント

(1) 相談体制等

第3章（不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備）の規定については、組織体制の整備などに一定の時間を要することから令和5年4月1日施行となっています。

①相談体制【第12条】

県は、人権問題に関する相談に必要な対応（助言、調査、関係者間の調整など）を行います。

②紛争解決体制【第13条】

相談対応での解決が困難な事案については、知事が相手方に対して調査のうえ、助言・説示・あっせん、さらに勧告を行います。

(2) 人権施策基本方針等

紛争解決体制が整備されることや新たに規定された基本理念をふまえ、三重県人権施策基本方針及び行動プランを改定します。

2 スケジュール（案）

区分	主な項目	6月	9月	12月	3月
12条	相談体制 ・相談内容の精査 ・各相談窓口との役割分担 ・運用方針の作成	←→		←→	
13条	紛争解決体制 ・助言、説示等の判断基準の策定	←→			
18条	差別解消調整委員会 ・運営方針の作成 ・委員選定		←→		
規則	施行規則 ・委員会等に関する事項		←→		
方針	県民意識調査	←→		○速報値	○確定値
方針	人権施策基本方針		○審議会	○審議会	
			基本的な考え方 全体スケジュール等		骨子案

3 相談体制等の整備

(1) 相談体制の整備【第12条】

人権センターの相談実績をふまえ、人権センターと県の各相談機関との連携方法や役割分担等について整理します。

- ・相談内容の精査（～6月まで）
- ・人権センターと各相談窓口との役割分担・調整（～8月まで）
- ・運用方針の作成（～12月まで）

(2) 紛争解決体制の整備【第13条】

不当な差別を受けた者が、知事に対し行う「必要な助言、説示又はあつせん」の申立てに対応するための体制を整備します。

- ・申立て時における調査の実施方法や助言、説示又はあつせん等の判断基準の策定（～12月まで）

(3) 差別解消調整委員会の設置【第18条】

知事による助言、説示又はあつせんの妥当性を調査審議する第三者機関を設置します。

- ・調整委員会の運用方針や規則の制定（～12月まで）
- ・委員選定（～12月まで）

4 人権施策基本方針、行動プランの改定等

(1) 県民意識調査の実施【第21条】

基本方針等の改定の基礎資料とするため、人権擁護に関する県民の意識等について、調査を実施します。

- ①調査対象 全市町在住の18歳以上の県民
- ②抽出法 住民基本台帳による無作為抽出
- ③対象人数 3,000人（外国人含む）
- ④調査項目 新たな課題である性的志向・性自認、インターネット上の人権、相談機関に期待すること等23問程度
- ⑤実施スケジュール
 - 6月～7月：調査対象抽出、調査票の印刷・発送
 - 8月：調査実施、単純集計
 - 9月～12月：詳細分析・報告書作成

(2) 人権施策基本方針等の改定【第11条】

県民意識調査の結果や「三重県人権施策審議会」（学識経験者、当事者団体代表など20名で構成）の意見をふまえつつ、人権施策基本方針及び行動プランの改定作業を進めます(令和4～5年度)。

県民意識調査の調査項目については、既に審議いただいたところであり、令和4年度はこのほかに、人権施策基本方針の基本的な考え方や骨子案について審議いただく予定です。

5 条例の周知等

条例改定について県ホームページ等で広く県民の皆さんにPRするとともに、各市町や相談機関等の関係機関へ条例の趣旨等の徹底を図ります。

また、相談業務を円滑に行えるよう相談業務に携わる職員の資質向上を図るための研修会を随時開催します。

9 食品ロス削減の取組について

1 経緯

社会問題となっている食品ロス^{※1}の削減に向けては、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「法」）が施行され、都道府県において食品ロス削減推進計画の策定を求めるとともに、「食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着」や「未利用食品の活用」について取り組むこととされました。

県においては、令和3年3月、法に基づく食品ロス削減推進計画を「三重県循環型社会形成推進計画」の中に位置づけて策定しています。（表1）

※1 食品ロス：本来食べられるにもかかわらず、捨てられる食品

表1 食品ロス削減推進計画（三重県循環型社会形成推進計画）における目標一覧

目標項目	現状値	令和7年度の目標値	目標項目の説明
食品ロス量削減率	家庭系 49千トン 事業系 41千トン (令和2年度)	家庭系 10%減 事業系 10%減 (令和6年度)	各家庭から発生した食品ロス量及び事業活動に伴って発生した食品ロス量についての、令和3年度(令和2年度実績)に対する令和7年度(令和6年度実績)におけるそれぞれの削減率
食品ロス削減モデル取組数	-	5件	食品ロスの削減のため、市町や食品関係事業者、処理業者等と連携してモデル的に取り組んだ事例の合計数

2 現状と課題

(1) 家庭系食品ロス

県内の家庭系食品ロスの状況は、令和3年度に県内3市（北勢・中勢・南勢の市街地、郊外及び農村地域）における家庭系ごみ組成調査の結果等から推計を行ったところ、家庭系食品ロス量として年間49千トンが排出されており、家庭系食品廃棄物量に占める食品ロス量の割合は35%となりました。（表2）

食品ロスの実態として、賞味期限切れにより手をつけずに直接廃棄される食品や食べ残しなど、主に台所や食卓などで発生しています。削減を進めていくためには、料理を作りすぎない、食べ残さないなど、食べ物を無駄にしない意識の一層の醸成・定着を図り行動につなげていくよう、今後も県民の皆さんに向けた啓発を進めていくことが重要です。

表2 家庭系ごみ組成調査の結果等に基づく食品ロス量等の推計
(県全体、令和2年度実績)

家庭系食品廃棄物量					(参考)	
a	家庭系食品ロス量 b	家庭系食品廃棄物量に占める割合 b/a			可燃ごみ全体量 c	可燃ごみ量に占める食品ロス量の割合 b/c
		直接廃棄	食べ残し			
139 千トン	49 千トン	35%	20%	16%	352 千トン	14%

※ 四捨五入のため、合計が一致しない箇所があります。

(2) 事業系食品ロス

県内の事業系食品ロスの状況は、令和3年度に県内の食品関連事業者1,000事業所にアンケート調査を実施し、その結果等から推計したところ、事業系食品ロス量は年間41千トンとなり、事業系食品廃棄物量に占める食品ロス量の割合は20%となりました。

食品製造業においては、製造時に生じる規格外品や過剰在庫の廃棄により食品ロスが発生し、事業系食品ロス量全体の60%と排出量の多くを占めています。また、食品卸売業や食品小売業においては、食品廃棄物量に占める食品ロス量の割合が66%、47%と比率が高いなど、業種による排出特性に応じて、発生抑制や未利用食品の活用などに取り組む必要があります。(表3)

表3 事業系食品ロス実態調査結果に基づく食品ロス量等の推計
(県全体、令和2年度実績)

	食品廃棄物量	食品ロス量	食品廃棄物量に占める食品ロス量の割合	食品ロス対象物	削減の方向性 (県の取組)
	d	e	e/d		
	千トン (構成比)	千トン (構成比)	—		
食品製造業	174 (84%)	25 (60%)	14%	製造時に生じる規格外品、過剰在庫	三重県食品提供システム 「みえ〜る」
食品卸売業	10 (5%)	7 (16%)	66%	納入期限切れ品、過剰在庫	
食品小売業	12 (6%)	6 (14%)	47%	売れ残り品、季節商品入替	レールポップ、フードシェアリングサービス
外食産業	12 (6%)	4 (10%)	37%	食べ残し、食材の余り	「おいしい食べきり」キャンペーン
合計	208 (100%)	41 (100%)	20%		

※ 四捨五入のため、合計が一致しない箇所があります。

3 具体的な取組

これまで、環境イベントにおいて規格外品などを廉価販売する「もったいない市」の開催や、事業者、団体、行政などさまざまな主体の取組をWEBページ等で紹介するほか、外食産業と連携して「おいしい食べきり」キャンペーンを進めるとともに、市町や事業者には講演等により情報発信、普及啓発を行ってきました。

また、庁内では、食品ロス・食品廃棄物の削減や効率的な利用を推進していくため、「食品ロス削減庁内連絡会」を設置し、関係部局における食品ロス削減等に関する事業の取組について情報交換を行っています。その結果、災害備蓄食品の活用による生活困窮者支援の取組や、学校給食における食品ロス削減の取組（環境省モデル事業）の実施に繋がっているところです。

なお、令和3年度からは、次のような取組を実施しています。

(1) 食品製造業等との連携（三重県食品提供システム「みえ〜る」）

食品製造業等で食品ロスになりそうな食品や、事業所で更新された災害備蓄食品については、フードバンク活動団体等で有効利用されることで、食品の廃棄量が減少することが期待されます。このことから、食品提供事業者とフードバンク活動団体等をマッチングし、未利用食品の有効活用を図る「三重県食品提供システム『みえ〜る』」を令和3年7月から運用開始しました。令和4年5月末までに193件のマッチングが成立し、約5,300kgの食品が提供され、フードバンク活動団体等に受け取られました。引き続き、参加団体を順次拡大させ、食品ロス削減と生活困窮者支援の同時解決に向けて取組を進めます。



(2) 食品小売業等との連携（レールポップ、フードシェアリングサービス）

期限切れや期限間近で廃棄されることによる食品ロスの発生を削減するため、県内のスーパーマーケット、コンビニエンスストアの計699店で食品ロス削減を呼びかけるレールポップ※2を掲示していただく取組を、令和3年6月から実施しました。本年度も引き続き、839店舗で実施しています。

※2 レールポップ：小売店などの商品陳列棚に設置したレールに差し込んで使用する店頭広告です。細長い形状で、プライスカードや商品の販促ツールとして使われています。

参考1 レールポップの掲示状況



参考2 レールポップ



また、令和4年度からは新たに、フードシェアリングサービス（食品小売業等で売れ残ることでそのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチングを行うWEBサービス）の市町への導入支援をモデル事業として実施します。

（3）学校現場との連携した取組

環境省のモデル事業を活用し、県教育委員会と連携して、県立学校が実施する学校給食における食品ロス削減の取組を進めています。

採択年度	学校名	事業名称
令和3年度	稲葉特別支援学校	みんなで作ろう！もったいな！いなばのループ！
令和4年度	特別支援学校伊賀つばさ学園	伊賀つばさ流 ～エコざんまいの巻～

10 三重県認定リサイクル製品の認定状況及び県による購入・使用の状況等について

1 三重県リサイクル製品認定制度の概要

(1) 三重県リサイクル製品利用推進条例

「三重県リサイクル製品利用推進条例」（以下、「条例」）は、リサイクル製品の利用を推進することにより、リサイクル産業の育成を図り、資源が無駄なく繰り返し利用され、環境への負担が少ない循環型社会の構築に寄与することを目的として、平成13年3月に議員提案により制定されました。条例において、県は毎年度、認定リサイクル製品の購入及び使用の状況を公表することが規定されています。

(2) 認定基準

認定にあたっては、①県内で生産・加工されていること、②再生資源等の県内発生割合が50%以上であること、③環境の保全に関する法令が遵守されていること、④製品の品質及び安全性が規則で定める基準に適合することを条例の認定基準として定めており、認定基準への適合状況を現地調査や認定審査会等において審査します。

品質及び安全性の管理については、生産者の義務とし、毎年1回、認定基準適合状況報告書の提出がなされており、また、県が行う立入検査や調査分析等により、認定基準への適合状況等を定期的に確認しています。

(3) 利用の推進

県の行う工事または物品の調達において、県自ら認定リサイクル製品を優先的に購入・使用することとしており、また、広報・啓発を行うことで、県民、事業者、市町等による認定リサイクル製品の利用拡大を図ることとしています。

2 令和3年度の実績

(1) 認定

令和3年度は7製品を新規認定し、3製品が有効期間満了、5製品で取下げがあり、令和4年3月末現在の認定リサイクル製品数は68製品となりました。（表1）

表1 リサイクル製品認定状況（各年度末現在） （単位：製品）

年度	用途区分	建設資材 (改良土、コンクリート 二次製品等)	環境資材 (工事用看板等)	物品 (防球ネット)	農業資材 (肥料)	合計 ()内は 認定生産者数
	令和3年度		62	3	2	1
令和2年度		63	3	2	1	69 (39)
令和元年度		60	3	2	1	66 (39)
平成30年度		61	3	2	1	67 (40)
平成29年度		61	6	2	1	70 (42)

(2) 品質及び安全性の確認

新規または更新認定時に 25 製品、認定基準適合状況報告書により 40 製品に対して、品質及び安全性の確認を行いました。また、認定生産者 10 者 18 製品に対して立入検査を実施し、サンプルを収去・分析したところ、全ての製品で安全性が確保されていることが確認できました。

(3) 県による購入・使用の状況

令和3年度の購入・使用実績は約 10 億 3 千万円でした。(表 2)

近年の購入・使用実績の増加は、河川改修事業（堤防強化）等に伴うコンクリート二次製品の使用量増加によるものです。

表 2 県による購入・使用実績 (単位：千円)

用途 区分 年度	建設資材	環境資材	物品	農業資材	合 計
	(改良土、コンクリート 二次製品等)	(工事用看板等)	(防球ネット)	(肥料)	
令和3年度	1,031,711	836	0	0	1,032,547
令和2年度	1,143,213	430	332	0	1,143,975
令和元年度	612,169	621	0	0	612,790
平成30年度	625,301	735	228	0	626,264
平成29年度	632,618	803	1,318	0	634,739

(4) 購入・使用の推進

県内事業者・市町等への製品パンフレットの配布及び県ホームページへの掲載等により認定リサイクル製品のPRを行うほか、県公共工事の特記仕様書に優先調達を記載するとともに、発注する地域機関等を対象とした研修会で認定リサイクル製品の購入・使用について働きかけを行いました。

(5) 認定リサイクル製品等の開発支援

県工業研究所及び保健環境研究所が、認定リサイクル製品等の開発に関する技術的な支援を2事業者に対して行いました。

3 今後の対応

リサイクル製品の認定にあたっては、認定基準に基づき厳格に審査を行っていくとともに、認定済のリサイクル製品についても立入検査を実施するなど、引き続き、品質及び安全性の確保に努めていきます。

また、県のほか事業者・市町等に対しても認定リサイクル製品の優先的な購入・使用を働きかけるとともに、認定製品数の増加や品目拡大を進めるため、事業者のニーズを把握し、三重県産業廃棄物抑制等事業費補助金の活用、県工業研究所及び保健環境研究所による製品開発の技術的支援に取り組んでいきます。

11 各種審議会等の審議状況について

(令和4年2月17日～令和4年6月2日)

1 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会
2 開催年月日	令和4年3月14日（書面開催）
3 委員	会 長 伊藤 正明 副会長 上田 和久 矢倉 政則 委 員 井川 洋子 他22名
4 諮問事項	(1) 「三重県環境影響評価条例施行規則」の見直しについて (2) 「三重県地球温暖化対策総合計画」の改定について (3) 「三重県生活環境の保全に関する条例」で定める指定施設（ばい煙）の見直しについて (4) 「三重県生活環境の保全に関する条例」で定める指定施設（騒音・振動）の見直しについて
5 調査審議結果	(1) 諮問事項について審議され、「環境影響評価部会」の設置及び委員について了承された。 (2) 諮問事項について審議され、「三重県地球温暖化対策総合計画部会」の設置及び委員について了承された。 (3) 諮問事項について審議され、「大気部会」の設置及び委員について了承された。 (4) 諮問事項について審議され、「騒音・振動部会」の設置及び委員について了承された。 (1)～(4)のほか、「第9次水質総量削減に係る総量削減計画及び総量規制基準」（中間案）について審議されるとともに、三重県産業廃棄物税制度の検証結果について説明し、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和4年7月頃（予定）

2 三重県環境審議会 環境影響評価部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 環境影響評価部会
2 開催年月日	第1回 令和4年3月23日 第2回 令和4年5月30日
3 委員	部会長 塚田 森生 他2名
4 諮問事項	三重県環境影響評価条例施行規則の見直しについて
5 調査審議結果	三重県環境影響評価条例の対象事業への風力発電所の追加とその規模要件について審議が行われた。
6 備考	次回開催日：なし

3 三重県環境審議会 水質部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 水質部会
2 開催年月日	令和4年2月24日（対面、WEBハイブリッド開催）
3 委員	部会長 千葉 賢 部会長代理 松田 治 委員 金子 聡、高島 徹
4 諮問事項	第9次水質総量削減に係る総量削減計画及び総量規制基準の検討について
5 調査審議結果	令和6年度を目標年度とする第9次水質総量削減に係る三重県の総量削減計画及び総量規制基準の策定にあたり、その内容について審議が行われた。
6 備考	次回開催日：令和4年6月7日

4 三重県環境審議会 騒音・振動部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 騒音・振動部会
2 開催年月日	令和4年4月19日、5月6日 （対面、WEBハイブリッド開催）
3 委員	部会長 野呂 雄一 部会長代理 岡田 恭明 委員 佐野 泰之
4 諮問事項	「三重県生活環境の保全に関する条例」で定める指定施設（騒音・振動）の見直しについて
5 調査審議結果	「三重県生活環境の保全に関する条例」で定める指定施設（騒音・振動）の見直しにあたり、その内容について審議が行われた。
6 備考	次回開催日：令和4年6月頃

5 三重県環境審議会 大気部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 大気部会
2 開催年月日	令和4年5月18日（対面、WEBハイブリッド開催）
3 委員	部会長 樋口 能士 部会長代理 武本 行正 委員 山崎 晶子
4 諮問事項	「三重県生活環境の保全に関する条例」で定める指定施設（ばい煙）の見直しについて
5 調査審議結果	「三重県生活環境の保全に関する条例」で定める指定施設（ばい煙）の見直しにあたり、その内容について審議が行われた。
6 備考	次回開催日：令和4年7月頃

6 三重県私立学校審議会

1 審議会等の名称	三重県私立学校審議会
2 開催年月日	令和4年3月14日
3 委員	会 長 梅村 光久 委 員 二井 睦 他10名
4 諮問事項	幼稚園の廃止認可について 他2件
5 調査審議結果	幼稚園の廃止認可等について審議され、3件全て「認可することに異議はない」と答申された。
6 備考	次回開催日：令和4年9月9日（予定）

7 三重県文化審議会

1 審議会等の名称	三重県文化審議会
2 開催年月日	令和4年6月1日
3 委員	会 長 豊田 長康 副会長 千種 清美 委 員 岩間 弘 他12名
4 諮問事項	「三重県文化振興条例（仮称）」の制定について
5 調査審議結果	現状認識や検討の進め方について、意見交換を行った。
6 備考	次回開催日：令和4年9月頃（予定）

8 三重県総合博物館協議会

1 審議会等の名称	三重県総合博物館協議会
2 開催年月日	令和4年3月4日
3 委員	会 長 山田 康彦 副会長 大西 かおり 委 員 岩崎 奈緒子 他12名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	三重県総合博物館の活動と運営、博物館活動の今後の取組について、意見交換を行った。
6 備考	次回開催日：令和4年7月頃（予定）

9 三重県立美術館協議会

1 審議会等の名称	三重県立美術館協議会
2 開催年月日	令和4年3月3日
3 委員	会 長 吉田 悦之 副会長 吉田 俊英 委 員 新 輝美 他9名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和3年度の事業進捗状況の報告及び令和4年度の事業計画等について、意見交換を行った。
6 備考	次回開催日：令和4年7月頃（予定）

10 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	令和4年3月11日
3 委員	会 長 東福寺 一郎 副会長 林 千智 委 員 大川 暢彦 他7名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和3年度の実施状況及び令和4年度の実施について、意見交換を行った。
6 備考	次回開催日：令和4年10月頃（予定）

11 三重県環境影響評価委員会小委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会小委員会
2 開催年月日	令和4年3月16日
3 委員	小委員会委員長 金子 聡 他7名
4 諮問事項	伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について
5 調査審議結果	三重県環境影響評価条例に基づく環境影響評価図書について、事業者から説明を受け、図書に記載された内容について、現地調査と審議が行われた。
6 備考	次回開催日：なし

12 三重県公害審査会

1 審議会等の名称	三重県公害審査会
2 開催年月日	令和4年2月28日
3 委員	会長 石川 友裕 会長代理 下井 良基 他11名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	委員改選に伴う会長・会長代理の選出並びに委員への公害紛争処理制度の概要及び公害紛争処理事例の説明を行った。
6 備考	次回開催日：未定

13 三重県公害審査会 調停委員会

1 審議会等の名称	三重県公害審査会 調停委員会
2 開催年月日	令和4年3月15日（第2回調停期日）
3 委員	調停委員長 木村 夏美 他2名
4 諮問事項	令和3年（調）第1号事件
5 調査審議結果	紛争解決に向け、申請人及び被申請人から意見の聴取を行った。
6 備考	次回開催日：令和4年6月10日（第3回調停期日）

14 三重県自然環境保全審議会 温泉部会

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 温泉部会
2 開催年月日	令和4年3月14日（書面開催）
3 委員	部会長 大野 研 委員 大沼 章子、鈴木 理可、高橋 孝行、中村 毅
4 諮問事項	温泉法に基づく土地掘削の許可について
5 調査審議結果	温泉法第3条第1項に基づく土地掘削許可申請（松阪市内）について審議が行われ、許可が適当であると決議された。
6 備考	次回開催日：令和4年7月頃

15 三重県人権施策審議会

1 審議会等の名称	三重県人権施策審議会
2 開催年月日	令和4年5月9日（書面開催）
3 委員	委員 田中 亜紀子 委員 松井 睦夫 委員 川北 秀成 他20名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	県民意識調査について意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和4年9月頃